

令和4年那審第6号

裁 決  
調査船A漁船B衝突事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b  
職 名 B船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年11月20日15時10分少し前

沖縄県池間漁港

2 船舶の要目

船種	船名	調査船A	漁船B
総トン数		6.6トン	2.07トン
登録長		11.95メートル	7.10メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		220キロワット	80キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

##### ア A

Aは、昭和59年7月に進水し、船体中央部後方に操舵室を配した外国漁船操業等調査及び監視業務（以下「外国漁船操業調査等」という。）に従事する全長12メートル以上のFRP製小型兼用船で、同室前部の左舷側に簡易型船舶自動識別装置を、中央にGPSプロッター兼用の魚群探知機を、右舷側に舵輪及び機関操縦レバーを、舵輪後方に操縦席をそれぞれ備えていた。

##### イ B

Bは、昭和56年10月に進水し、船体中央部後方に天幕付きの操舵室を配した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部の左舷側にGPSプロッターを、中央に簡易型船舶自動識別装置を、右舷側に魚群探知機を、同識別装置後方に舵輪及び機関操縦レバーを、舵輪後方に操縦席をそれぞれ備え、同席上方の天井に開閉式の開口部を設けていた。

#### (2) 関係人の経歴等

##### ア a 受審人

(省略)

##### イ b 受審人

(省略)

### (3) 池間漁港の状況

池間漁港は、沖縄県宮古島北方沖合約1海里に当たる池間島南岸に北及び東西三方を岸壁及び防波堤で囲まれて築造された港則法の適用のない第四種漁港で、陸岸と第1及び第2の各防波堤との間を幅約100メートルの南方に開く港口とする、幅約150メートル奥行き約300メートルのマイナス3.5メートル泊地（以下「池間泊地」という。）が、同泊地北方に幅約50メートル奥行き約100メートルのマイナス2.5メートル泊地（以下「池間奥泊地」という。）がそれぞれ漁港域として形成されていた。

池間泊地は、南側のマイナス3.5メートル岸壁（1）（以下「南岸壁」という。）の中央部の東側及び西側から北方にいずれも長さ約15メートルの連絡橋でほぼ直角につながれた幅約10メートル長さ約20メートルの浮棧橋（以下「第1棧橋」という。）及び幅約10メートル長さ約30メートルの浮棧橋（以下「第2棧橋」という。）が、北側のマイナス3.5メートル岸壁（2）から南方に逆T字形の第3及び第4並びに逆L字形の第5及び第6の各波除堤がそれぞれ延びていた。

### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、外国漁船操業調査等の目的で、故障中の汽笛が修理されないまま、船首0.30メートル船尾1.00メートルの喫水をもって、令和2年11月19日09時00分池間漁港を発し、同漁港北東方沖合約40海里に当たる重宝曾根と称する付近の調査水域に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、13時00分頃前示調査水域に到着して外国漁船操業調査等を行ったのち、翌20日11時00分頃同水域を発進して帰航の途に就いた。

a 受審人は、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、甲板員を船首甲板に待機させて池間漁港港口を通過し、池間泊地中央部に差し掛かったところ、第1 棧橋東面に2 隻、第2 棧橋東面に2 隻、同棧橋西面に1 隻及び南岸壁に1 隻の他船を認めた。

a 受審人は、池間港第2 防波堤灯台から3 4 4. 5 度（真方位、以下同じ。）5 4 5 メートルの地点に当たる第4 波除堤東端（以下「基点」という。）と第1 棧橋北端との間の水域に至ったところ、第2 棧橋上に数人が見受けられたので、その様子から同棧橋の各船がしばらく着棧を続けると見込み、速力を徐々に減じながら西行した。

a 受審人は、第1 棧橋に出船右舷着けするため、1 5 時0 9 分半少し前基点から2 1 0 度3 0 メートルの地点で、針路を第2 棧橋に向く2 5 5 度に定め、3. 6 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、左舷方の第1 棧橋を目視しながら手動操舵によって進行した。

a 受審人は、1 5 時0 9 分半僅か前基点から2 1 8 度3 5 メートルの地点に達したとき、右舷船首1 度8 5 メートルのところ（以下、B の船位については同船の船首の位置をいう。）に、第2 棧橋東面を離棧して後退を開始したB を視認することができ、その後後退中の同船と衝突の危険がある態勢で接近する状況であったが、第1 棧橋への転舵の時機を見ることに気が向き、見張りを十分に行わなかったため、B の存在にも、この状況にも気付かず、同船を避けなかった。

一方、甲板員は、第2 棧橋東面を離棧して後退中のB の存在に気付かないまま船首甲板で待機を続けた。

こうして、a 受審人は、左舷方の第1 棧橋までを目測しながら続

航中、右舷方から機関音が聞こえて同方に視線を向けたところ、目前に迫ったBを初めて視認したものの、どうすることもできず、15時10分少し前基点から240.5度85メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その右舷中央部がBの左舷船尾部に後方から2度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、外国漁船操業調査等を終え、同日12時00分頃第2棧橋に入船右舷着けしたのち、b受審人が1人で乗り組み、池間奥泊地への転岸の目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段として金属製の呼子笛を備え、船首0.55メートル船尾1.08メートルの喫水をもって、15時00分船首係留索が解かれて離棧した。

b受審人は、天井の開口部から顔を出して周囲を見渡したところ、航行中の船舶を見掛けなかったため、外国漁船操業調査等を行った各船が帰港したと見込み、舵輪後方に立って手動操舵とし、舵及び機関を種々操作しながら船尾を振り出した。

b受審人は、周囲を一見して舵中央及び機関を中立運転とし、15時09分半僅か前基点から244.5度115メートルの地点で、船首を257度に向け、機関を後進にかけて2.0ノットの速力で、077度の方向に後退を開始した。

後退を開始したとき、b受審人は、右舷船尾1度85メートルのところに、第2棧橋東面に向けて西行中のAを視認することができ、その後同船と衝突の危険がある態勢で接近する状況であったが、後退する態勢を保つことに気が向き、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かず、同船が更に接近しても

衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b 受審人は、船尾が左右に振れないように舵を適宜操作しながら後退を続け、Bは、船首を257度に向けたまま077度の方向に原速力で後退していたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部外板に亀裂等を生じたが、のち修理され、Bは、左舷船尾部外板に修理を要さない擦過傷を生じた。

#### (航法の適用)

本件は、池間漁港において、互いに他の船舶の視野の内にある状況下、西行中のAと後退中のBとが衝突したもので、事実の経過で示したとおり、特別法である港則法の適用のない同漁港であることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになるが、同法にも両船の関係について適用できる定型的な航法規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、池間漁港において、西行中のAが、見張り不十分で、後退中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、池間漁港において、第1 棧橋に出船右舷着けするため、第2 棧橋に向けて西行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、第1 棧橋への転舵の時機を見ることに気が向き、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、第2 棧橋東面を離棧して後退を開始したBの存在に

も、後退中の同船と衝突の危険がある態勢で接近する状況にも気付かず、Bを避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、池間漁港において、第2棧橋東面を離棧して後退を開始した場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、後退する態勢を保つことに気が向き、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、第2棧橋東面に向けて西行中のAの存在にも、同船と衝突の危険がある態勢で接近する状況にも気付かず、Aが更に接近しても衝突を避けるための措置をとらないまま後退を続けて衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月29日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文